

第6節 国際戦略の推進

1 国際政策の推進

(1) 国際展開の支援

総務省は、我が国のICT産業における国際競争力の基本的な強化の方向性を検討することを目的として、平成19年6月から「ICT国際競争力会議」を開催しており、我が国がとりわけ技術力を有するデジタル放送、次世代IPネットワーク及びワイヤレス分野について民間の海外展開に係る活動を戦略的に支援するため、平成19年1月、同会議の下に「ICT国際展開対策本部」を設置した。

同本部は、上記3分野について、

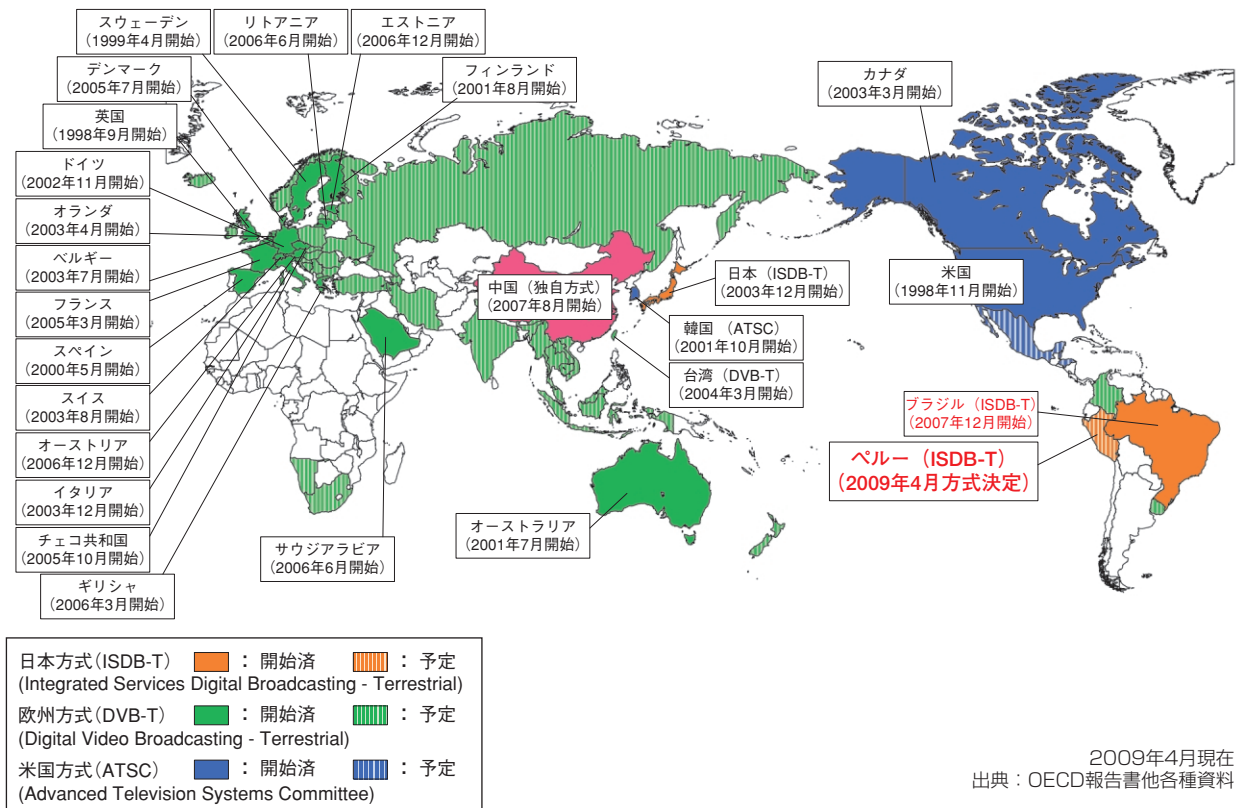
- ① ICT企業が海外展開する際の総合的な支援・総合窓口
- ② 海外での各種普及・啓発活動の実施

③ 有用な各国情報の収集・整理及び当該情報の産学官での共有

等の活動を行っており、2007年12月には、ブラジルにおいて我が国の技術方式を採用した地上デジタル放送が開始され、また、アルゼンチンをはじめとする南米・中南米各国においても日本方式による地上デジタル放送の試験放送が開始されるなど、具体的な成果も挙がってきている(図表5-6-1-1)。

また、技術標準化交渉における優位性を確保するための我が国の国際的プレゼンス向上や、二国間・多国間協議を通じたアジアをはじめとする電気通信市場の競争環境整備にも取り組んでいるところである。

図表5-6-1-1 世界各国の地上デジタルテレビ放送の動向



(2) アジア・太平洋地域における国際政策の推進

ア アジア・太平洋経済協力（APEC）における活動

アジア太平洋経済協力（APEC：Asia-Pacific Economic Cooperation）は、アジア太平洋地域の持続可能な発展を目的とし、域内の全主要国・地域が参加する国際会議である。電気通信分野に関する議論は、電気通信・情報作業部会（TEL：Telecommunications and Information Working Group）及び電気通信・情報産業担当大臣会合（TELMIN：Ministerial Meeting on Telecommunications and Information Industry）を中心に行われている。

総務省は、自由化分科会（LSG）副議長を担当するとともに、APEC加盟国・地域間で共有すべき目標である「アジア太平洋情報通信社会（APIS）ビジョン」の策定、インターネット上における青少年保護プロジェクトの実施、我が国の情報通信政策の紹介及び研究開発プロジェクトの実施等を通じ、APECの情報通信関連活動へ積極的に貢献している。

2008年（平成20年）3月にはAPEC TEL第37回会合が東京で開催され、同年4月にタイ（バンコク）で開催された第7回電気通信・情報産業担当大臣会合（TELMIN7）に向けた議論等が行われた。また、TELMIN7では、我が国における取組及び様々な課題解決におけるICTの重要性を強調・提案し、APEC TELの今後の活動として、ICT利用による気候変動問題への取組、デジタル・デバイドの解消等のためのAPISビジョンの促進、ユニバーサルブロードバンドアクセスを2015年までに実現可能とするための検討開始、次世代ネットワークのための政策枠組の検討及び迷惑メール・サイバー攻撃への国際協力強化等の内容が盛り込まれた「バンコク宣言」が採択された。

また、2010年には我が国がAPEC議長国となり、首脳会合をはじめとし、さまざまなAPEC関連のハイレベル会合が日本で開催される予定であり、TELMIN8についても2010年秋ごろに沖縄県での開催を予定している。

イ アジア・太平洋電気通信共同体（APT）における活動

アジア・太平洋電気通信共同体（APT：Asia-Pacific Telecommunity）は、1979年に設立されたアジア・太平洋地域における電気通信の国際機関であり、同地域における電気通信の均衡した発展を目的として、研修やセミナーを通じた人材育成、標準化や無線通信等の地域的政策調整及び地域的な電気通信問題の解決等を行っている。

APTでは、2005年度から、我が国からの特別拠出金により、情報通信網が十分整備されていない地域にインターネット等の環境を整備するプロジェクトを支援する「デジタル・デバイド解消のためのパイロットプロジェクト支援」を実施しており、2008年度には、インドネシア、サモア、ネパール及びミクロネシアに対してプロジェクト支援を実施した。

さらに、2006年度から、ブロードバンド化に向けた競争環境整備に必要な人材育成等を支援する「アジア・太平洋地域におけるブロードバンド普及に向けた環境整備支援」を開始しており、2008年度は、中期研修「我が国におけるブロードバンドサービス等の動向」を実施した。

また、2008年12月のAPT第11回総会において、我が国の山田俊之氏が事務局長に再選を果たしたほか、2009年から2011年までの戦略計画において、ICT政策と規制、技術開発と標準化、無線通信、デジタル・デバイドの解消等の13の重点分野が定められた¹。

¹ 参考：APT（アジア・太平洋電気通信共同体）第11回総会の開催結果：http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/2008/081215_5.html

ウ 東南アジア諸国連合（ASEAN）諸国との協力

総務省は、アジア地域における国際協力を一層強化していくため、東南アジア諸国連合（ASEAN：Association of South-East Asian Nations）諸国との間で、要人を迎えての政策協議の実施や情報通信分野における国際共同実験、ODAを活用した技術協力プロジェクトや専門家派遣・研修・セミナー等の人材育成施策等を実施している。

また、2008年8月、インドネシアにおいて、第3回日ASEAN情報通信大臣会合が開催され、総務大臣が提案した、日ASEAN間の情報通信分野における協力施策を包括的に盛り込んだ「日本とASEANの情報通信分野における作業計画 2008－2009」が採択された²。具体的

な施策を含む情報通信分野の作業計画を日ASEAN間で採択するのはこれが初めてであり、現在、計画の着実な実行に向けた取組が、日ASEAN間で進められている。

2009年2月には、具体的な取組のひとつとして、円滑な経済活動を行う上で重要である情報セキュリティの強化を目的とした「第1回日ASEAN情報セキュリティ政策会議」が東京で開催され、日本とASEAN各国の高級事務レベルの参加の下、今後の情報セキュリティ分野における日ASEAN間の連携の方向性を示す中長期的な戦略である「情報セキュリティ分野における日ASEANの連携枠組み」が合意された³。

(3) 国際機関及び多国間関係（アジア・太平洋地域関係を除く）における国際政策の展開

ア 戦略的な国際標準化活動の強化

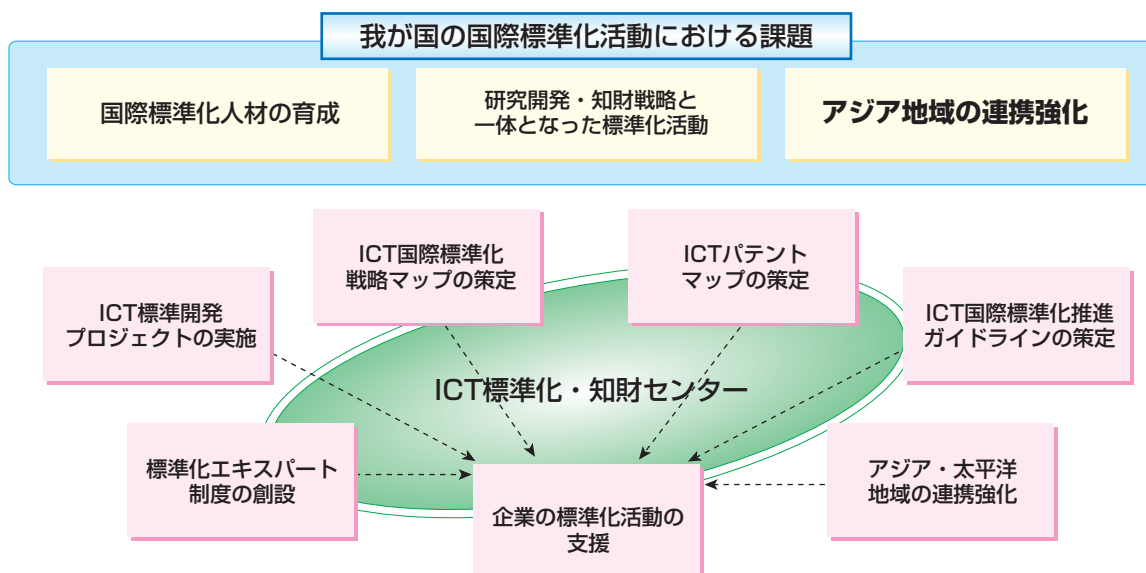
技術革新が著しいICT分野で、欧米に加えて中国や韓国が積極的に標準化に取り組む中、今後、我が国が国際競争力を強化していくためには、諸外国のニーズを踏まえて、海外展開のターゲットとなる技術やシステムを明確化し、産学官が連携して、国際標準化から、技術の製品化、システムの他国への売り込みまでの一連の活動を戦略的に進めることが不可欠である。

このため、平成19年8月に情報通信審議会に「我が国の国際競争力を強化するための研究開発・標準化戦略」について諮問し、20年6月には、

- ① 我が国が重点的に国際標準化活動に取り組むべき技術分野におけるICT標準化戦略マップ及びICTパテントマップの策定方針
 - ② 国際標準化活動に携わる人材の育成方法
 - ③ 産学官の連携によりこれらの活動を統括するICT標準化・知財センターの設置
- 等の国際標準化活動の強化策等が答申として取りまとめられた。

総務省は、今後、ICT標準化・知財センターを中心として、戦略的な国際標準化活動の強化を図ることとしている（図表5-6-1-2）。

図表5-6-1-2 ICT国際標準化戦略



² 参考：日本とASEANが初めて「情報通信分野における共同作業計画」に合意：http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/2008/080829_12.html

³ 情報セキュリティ分野における日・ASEANの連携枠組みの合意について：http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/090225_8.html

イ 国際電気通信連合 (ITU) 活動への参加

電気通信に関する国連の専門機関である国際電気通信連合 (ITU) は、

- ① 無線通信部門
(ITU-R : ITU Radio communication Sector)
- ② 電気通信標準化部門
(ITU-T : ITU Telecommunication Standardization Sector)
- ③ 電気通信開発部門
(ITU-D : ITU Telecommunication Development Sector)

の3部門からなり、周波数の分配、電気通信技術の標準化及び開発途上国における電気通信分野の開発支援等の活動を行っている。我が国は、各部門へ研究委員会の議長・副議長及び研究課題の責任者を多数輩出し、勧告を提案するなど、積極的に貢献を行っている。

(ア) ITU-Rにおける取組

ITU-Rでは、あらゆる無線通信業務による無線周波数の合理的、効率的、経済的かつ公正な利用を確保するため、周波数の使用に関する研究を行い、無線通信に関する標準を策定するなどの活動を行っている。近年では第4世代移動通信システム (IMT-Advanced) の標準化活動が活発に進められている。

2009年2月からは、IMT-Advancedの無線インターフェース技術提案の募集が開始され (募集期間：2009年2月から10月まで)、2011年頃の勧告化に向けた検討が進められている。また、IMT-Advanced等を導入する際に、国際的に調和のとれた周波数の使用となるよう、2007年世界無線通信会議 (WRC-07) で特定されたIMT (第3世代及び第4世代移動通信システム) の候補周波数における周波数アレンジメントについても検討が行われているところである。これらについて、我が国からも寄与文書を提出するなど、積極的に貢献している。

その他の取組としては、我が国は、衛星デジタル放送の高度化に関する情報通信審議会における審議 (平成20年7月答申) を受け、蓄積型放送サービス等の新たな放送サービスの提供を可能とする放送伝送路でのIPパケット等の可変長パケット伝送技術の国際標準化へ向けて、積極的に取り組んでいる。

(イ) ITU-Tにおける取組

ITU-Tでは、通信ネットワークの技術、運用方法に関する国際標準の策定や、これに必要な技術的な検討を行っている。

2008年10月には、南アフリカ (ヨハネスブルグ) において、次研究会期 (2009年から2012年まで) のITU-Tの活動方針を決定する世界電気通信標準化総会 (WTSA-08)⁴が開催され、以下の事項が決定された。

具体的な標準化活動を行う研究委員会 (SG : Study Group) の体制の見直しにおいては、検討課題を整理することにより、SGの数が13から10に削減された。また、技術的事項に加えて実現すべきサービスにも着目した標準化活動が必要であるとの日本からの提案を受けて、IPTVやホームネットワーク等の新しいサービスの標準化を検討できるSG体制が整えられた。

各SGの議長・副議長の選出においては、我が国から議長2名及び副議長7名が立候補し、全員が選出された (日本の総合電機メーカーの出身者として初めてSG議長に選出された1名を含む)。

加えて、ICT利用による気候変動対策に関する決議や、ITUマーク制度 (基準認証、相互接続性の確認に向けた取組) の導入に向けた決議、大学等の学術機関の研究者のITU-Tへの積極的な参加を促進する新たな決議が採択された。

(ウ) ITU-Dにおける取組

ITU-Dでは、開発途上国における電気通信分野の開発支援を行っている。2006年3月には、ITU-Dの総会である世界電気通信開発会議 (WTDC-06) が開催され、今後の活動指針となるドーハ宣言及び行動計画が採択された。同行動計画には、インフラ整備、技術開発、人材育成、災害時の支援等に関するプログラムが盛り込まれ、これらのプログラムに基づき、様々なプロジェクトの実施や各種ワークショップの開催といった活動が積極的に進められている。

また、WTDC-06においては、我が国の提案により、途上国におけるITU技術標準の作成・活用能力の向上に取り組むべきことを内容とする決議が採択された。これを受け、アジア・太平洋諸国及びアラブ諸国等において標準化活動に従事する政府職員等を対象とした標準化格差是正に関する研修を、平成19年度及び20年度に実施した。

⁴ 参考：ITU世界電気通信標準化総会 (WTSA-08) の結果：http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/2008/081031_8.html

ウ インターネットガバナンスフォーラム

インターネットガバナンスフォーラム（IGF）は、世界情報社会サミット（WSIS）チュニス会合の結果に基づき、国際連合が事務局を設置し、インターネットに関する様々な公共政策課題について議論するフォーラムである。我が国は、政府・ビジネス部門・市民社会などのマルチステークホルダーによる「対話の場」としてのIGFの役割を積極的に支持している。

2006年11月、アテネ（ギリシャ）において第1回会合が行われ、2007年11月の第2回会合では、第1回会合の議題であった、自由な情報流通・表現の自由、インターネットにおけるセキュリティ、多様性、アクセスに加えて、「重要なインターネット資源」が新たな議題として取り上げられた。また、第2回会合の議長総括では、10億人が利用するまでに拡大したインターネットを次の10億人が速やかに利用できるようにすることの重要性や、IPv6の活用、サイバー犯罪に関する各国制度の調和等の重要性等が挙げられ、今後もこれらの重要課題について議論を継続していくこととされた。

2008年12月にはハイデラバード（インド）において、「すべての人のためのインターネット」をテーマに第3回会合が行われ、次の10億人へのインターネットアクセス拡大、サイバーセキュリティと信頼性の向上、重要なインターネット資源の管理、新たな課題等のメインセッションが行われ、総務省からは、IPv6やICTと気候変動に関する取組を紹介した。

エ 世界貿易機関（WTO）におけるドーハ・ラウンド交渉

2001年11月から開始された世界貿易機関（WTO：World Trade Organization）ドーハ・ラウンド交渉では、サービス貿易分野において最も重要な分野の一つとされている電気通信分野について、電気通信市場の一層の自由化に向けた積極的な交渉が展開されている。我が国は、WTO加盟国の中で最も電気通信分野の自由化が進展している国の一つであることから、諸外国に

対して、一律に課せられている外資規制等の措置について、撤廃・緩和の要求を行っている。同ラウンド交渉は、2006年夏に各国の意見対立によりいったん中断されたが、2007年1月末に再開された。その後、2008年内の妥結を目指し、同年7月、サービス貿易分野も含め、閣僚級会合が開催され、集中的な交渉が行われたが、農業分野における対立等を主因として、依然として妥結に至っていない。

オ 経済協力開発機構（OECD）

経済協力開発機構（OECD：Organization for Economic Co-operation and Development）では、情報・コンピュータ・通信政策委員会（ICCP：Committee for Information, Computer and Communication Policy）における加盟国間の意見交換を通じ、情報通信に関する政策課題及び経済・社会への影響について調査検討を行っている。OECDの特徴は、他の国際機関に比べ、最新の政策課題につき経済的な観点からより客観的・学術的な議論を行う点にある。ICCPは、通信規制政策、情報セキュリティ、プライバシー等の分野において特に先導的な役割を果たしている。

2008年6月には、「インターネット経済の将来」をテーマに韓国のソウルでICCP閣僚級会合が開催され、我が国の発案に基づき、ICTの利活用による地球環境問題等のグローバルな社会課題への対応等が盛り込まれた「ソウル宣言」が採択された。

また2008年11月に開催されたICCPの配下の作業部会において、我が国からインターネット上の違法・有害情報からの青少年保護に関するプロジェクト提案を行い、承認された。同プロジェクトにおいて、2009年4月にAPEC TELとの合同シンポジウムを開催し、今後、上記課題に対して更なる国際協力の促進を実現するため、適切な政策枠組の策定に向け議論が進められる予定である。

(4) 二国間関係における国際政策の展開

ア 成長のための日米経済パートナーシップ

「成長のための日米経済パートナーシップ」は、2001年6月、米国キャンプデービッドにおいて開催された日米首脳会談において、日米間の対話を通じて持続可能な成長のために協調することを目的として立ち上げられ、次官級経済対話、官民会議、規制改革及び競争政策イニシアティブ等の各種会合の下、毎年多面的に協議を行っている。

2007年6月には、日米規制改革及び競争政策イニシアティブの6年目の対話として、日米政府間で電気通信分野を含む各分野に係る規制改革及び競争政策についての報告書を取りまとめ、公表した。また、同年10月には、7年目の対話として要望書を交換したところである。

イ 日・EU協力のための行動計画

2001年12月に開催された第10回日・EU定期首脳協議において、今後10年間の具体的な協力分野及び内容を定めた「日・EU協力のための行動計画」が採択された。また、2004年6月に開催された第13回日・EU定期首脳協議において、情報通信分野における協力内容を具体化した「ICTに関する協力についての共同宣言」が発出された。同共同宣言において、ユビキタスネットワークの実現、デジタルコンテンツの流通促進、インターネットの安全の確保、迷惑メール対策等について、日・EU間で協力していくこととしている。

これに基づき、総務省は、欧州委員会情報社会・メディア総局との間で、閣僚級及び次官級での会談、日・EU政策協議等において、共通する政策課題の解決に向けたベスト・プラクティス（模範事例）及び意見の交換を通じて、協力関係を継続及び発展させている。特に、2008年3月には、ICT分野の研究開発に関する日・EU間の連携強化を目的として、欧州委員会及び外務省、文部科学省、経済産業省と共に、日EU・ICT研究協力フォーラムを開催した。

こうした日・EU間における協力の進捗状況について、各年度に2回開催される行動計画ステアリング・グループ会合において、フォローアップを行っている。

ウ 欧米との二国間政策協議等

総務省は、欧米各国の情報通信担当省庁等との間で、情報通信に関する政策協議を開催しており、2007年4月から2008年3月までの間に、米国、フィンランド、オーストラリア、スウェーデン、カナダ、イギリス及び欧州委員会の情報通信担当省庁等との間で政策協議を行った。その中で、各国の競争政策、電波政策、放送政策、消費者保護政策等に関して今後の政策立案に向け

た議論を行うとともに、更なる協力関係構築を促している。特に、2008年1月には、イギリスとの政策協議の開催に併せ、「日英超高速ブロードバンドシンポジウム」を開催し、官民交えた積極的な意見交換に努めているところである。

また、2007年7月には、ドイツ（連邦経済技術省）との間で、迷惑メールがインターネットを含む情報通信技術（ICT）による両国の経済発展の潜在的な脅威になるとの共通認識に基づき、迷惑メール対策に関する取組について情報交換を行うこと等を内容とする「反スパム政策・戦略分野における協力に関する共同声明」を採択、署名したところである。

エ 日中経済パートナーシップ協議

日中経済パートナーシップ協議は、貿易・投資を中心とする日中経済関係の今後の在り方について、総合的な見地から議論を行い、両国間経済分野における紛争の未然防止を図るとともに、両国経済の相互補完関係を一層強化していくことを目的として、2002年10月の第1回会合以降、毎年開催されている。中国市場に関しては、我が国通信事業者等の関心が高く、総務省は協議への積極的な参加を行っている。

オ 経済連携協定（EPA）締結に対する取組

経済連携協定（EPA：Economic Partnership Agreement）は、世界貿易機関（WTO）を中心とする多角的自由貿易体制を補完するとともに、WTOの枠組よりも高い水準の自由化を達成し、2国間の経済連携を加速するとの観点から、我が国は、経済連携協定（EPA）の締結に積極的に取り組んでいる。2009年3月現在、シンガポール、メキシコ、マレーシア、タイ、チリ、フィリピン、ブルネイ、インドネシア、ASEANとの間でEPAを締結するとともに、スイス及びベトナムとは署名を完了したほか、現在、湾岸協力理事会（GCC：Cooperation Council for the Arab States of Gulf）諸国、インド、オーストラリア、ペルー等との間でEPA締結に向けた交渉を行っている。

電気通信分野については、WTO水準以上の自由化約束を達成すべく、外資規制の撤廃・緩和等の要求を行うほか、相互接続ルール等の競争促進的な規律の整備に係る交渉、ICT分野における協力に関する協議も行っている。

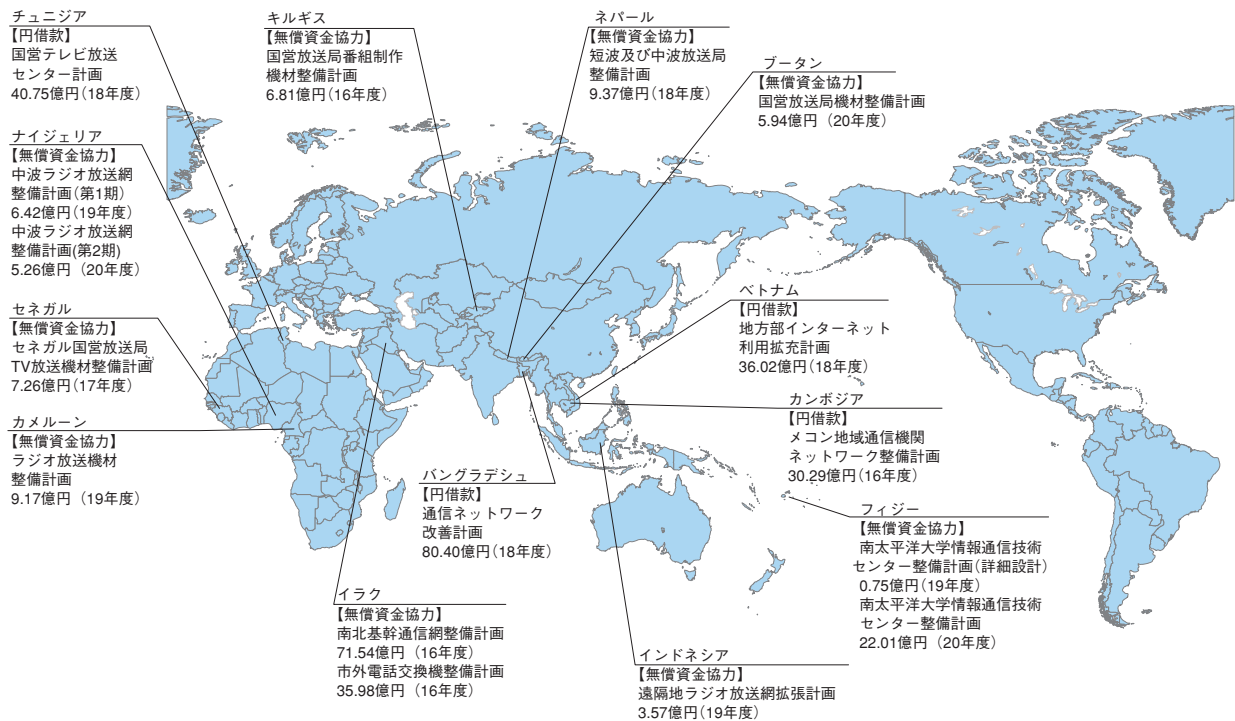
2 国際協力の推進

情報通信ネットワークは、経済発展、雇用拡大、国民生活の向上等を実現する上で重要な役割を果たすインフラであるが、開発途上国においては、人口100人当たりの電話普及率が1台にも達しない国が30か国程度存在するなど、国際的な情報格差（デジタル・ディバイド）が拡大しており、開発途上国を含めた世界的な情報通信ネットワークの整備の必要性が高まってきている。

総務省としても、ICT分野の人材育成支援、開発途

上国の情報通信主管庁との政策対話を通じたICT政策・制度策定支援、国際共同実験の実施等による情報通信基盤整備への支援及び国際的なデジタル・ディバイドの解消のためにグローバルな協力を推進する国際機関・地域機関への支援等を実施するとともに、外務省、独立行政法人国際協力機構等と協力し、政府開発援助（ODA：Official Development Assistance）等を通じて、開発途上国における情報通信分野の持続的発展に貢献している（図表5-6-2-1）。

図表5-6-2-1 過去5年間の資金協力の状況



※ 総務省所管の情報通信分野に関連する案件の代表例を掲載
 ※ 無償資金協力、円借款はE/Nベース